

議 案 第 87 号

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロ
ポーザル審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審
査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年3月20日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザルを
実施した結果、提案予定事業者が全て辞退したことから、再度プロポーザルを
実施し、最も優秀な提案者及び同者の次に優秀な提案者を特定するため。

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロ
ポーザル審査委員会条例の一部を改正する条例

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会条例（平成25年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条及び附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例中附則第2項の改正規定は公布の日から、第5条の改正規定は平成26年4月1日から施行する。